

三島市外五ヶ町村箱根山組合監査委員に関する条例

(昭和 39 年 4 月 9 日)

三島市外五ヶ町村箱根山組合監査委員に関する条例（昭和 35 年条例第 18 号）の全部を次のように改正する。

(目的)

第 1 条 この条例は、監査委員に関して必要な事項を定める。

(定数)

第 2 条 監査委員の定数は、2 人（財務管理又は事業の経営管理について専門の知識又は経験を有する者のうちから選任する監査委員（以下「知識経験を有する監査委員」という。）は 1 人、議員のうちから選任する監査委員は 1 人）とする。

(定期監査)

第 3 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 199 条第 4 項の規定により期日を定めて監査をしようとするときは、監査の期日前 10 日までにその旨を管理者に通知しなければならない。

(臨時監査)

第 4 条 法第 199 条第 5 項及び第 235 条の 2 第 2 項の規定により臨時に監査をしようとするときは、監査の期日前 5 日までにその旨を管理者に通知しなければならない。ただし、緊急の監査の必要があると認めるときは、この限りでない。

(財政的援助団体等の監査)

第 5 条 法第 199 条第 7 項の規定により監査しようとするときは、監査の期日前 7 日までにその旨を管理者及び関係者に通知しなければならない。ただし、緊急に監査の必要があると認めるときは、この限りでない。

(関係人の出頭要求等)

第 6 条 法第 199 条第 8 項の規定により関係人に出頭を求め、もしくは関係人について調査し、又は関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求めるときは、当該期日前 7 日までにその旨を管理者及び関係人に通知しなければならない。

(請求又は要求による監査)

第 7 条 法第 75 条第 1 項、第 98 条第 2 項、第 199 条第 6 項、第 235 条の 2 第 2 項及び第 242 条第 1 項の規定による請求若しくは要求に基づく監査又は第 225 条若しくは第 243 条の 2 の規定による請求に基づく監査をしようとするときは、当該請求又は要求があった日から 7 日以内にこれに着手するように努めなければならない。

(定例検査)

第 8 条 法第 235 条の 2 第 1 項の規定による出納の定例検査は、毎月 20 日から 10 日以内にこれを行う。ただし、休日その他やむを得ない理由があるときは、これ

を変更することができる。

（決算及び認書類の審査）

第9条 法第233条第2項の規定による決算、認書類その他の書類の審査の結果に基づく意見は、審査に付された日から30日以内に管理者に通知しなければならない。

（告示及び公表）

第10条 監査委員の行う告示及び公表は、三島市外五ヶ町村箱根山組合公告式条例（昭和32年条例第1号）の規定に準じて行う。

（その他の事項）

第11条 この条例に規定するものを除くほか、監査、検査及び審査の執行について必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 この監査委員に関する条例（昭和35年条例第18号）は、廃止する。